

## ○妊産婦等に対する遠方の産科医療機関等への交通費支援事業

## 1 目的

遠方の産科医療機関等で妊婦健診を受診する必要がある妊婦に対して、当該医療機関等までの移動にかかる交通費の助成を行うことにより、妊婦の経済的負担の軽減を図る。

## 2 実施主体

市町村

## 3 対象者

- ①自宅(または里帰り先)から、最寄りの妊婦健診の実施が可能な産科医療機関等(「ハイリスク妊婦」においては、最寄りの周産期母子医療センター)まで概ね60分以上の移動時間を要する妊婦(上限14回)
- ②自宅(または里帰り先)から妊婦健診の実施が可能な産科医療機関等が概ね60分以内にある妊婦であっても、当該産科医療機関等が分娩を取り扱っていない場合において、妊娠後期(概ね妊娠32週頃)等に分娩予定施設に切り替えて妊婦健診を受診する妊婦のうち、最寄りの分娩取扱施設まで概ね60分以上の移動を要する妊婦(上限7回)
- ③最寄りの産婦健診を受診できる医療機関等(分娩をした医療機関・助産所等)まで概ね60分以上の移動時間を要する産婦(上限2回)

# 周産期医療提供体制について（妊婦のための交通費支援）

- ④ 最寄りの産後ケア事業実施施設まで概ね60分以上の移動時間を要する母子（上限7回）
- ⑤ 最寄りの乳幼児健診を受診できる医療機関等まで概ね60分以上の移動時間を要する母子（上限6回）
  - 1か月健診、3～6か月健診、9～11か月健診、1歳6か月健診、3歳児健診、5歳児健診が助成対象
- ⑥ 最寄りの不妊治療実施施設まで概ね60分以上の移動時間を要する夫婦（上限10回、男性不妊治療は上限5回）

## 4 補助内容

交通費(往復分)・・・移動に要した費用の8割を助成  
妊婦健診(①、②)についてタクシー利用も可

## 5 補助率

国1/2、県1/4、市町村1/4

## 6 市町村の活用状況

真庭市：令和7年度～

新見市、美咲町：令和8年度～

※下線部は令和8年度から拡充

## ○妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業

### 1 目的

遠方の分娩取扱施設で出産する必要がある妊婦の経済的負担の軽減を図り、分娩取扱施設までのアクセスを確保する。

### 2 実施主体

市町村

### 3 対象者

自宅(または里帰り先)から、最寄りの分娩取扱施設(「ハイリスク妊婦」においては、最寄りの周産期母子医療センター)まで概ね30分以上の移動時間を要する妊婦

※国庫補助は移動時間が60分以上を対象としているが、市町村からの要望も勘案し、単県補助として移動時間の要件を概ね30分以上から60分未満に緩和。

## 4 補助内容

交通費(往復分) . . . 移動に要した費用の8割を助成

宿泊費(上限14泊) . . . 宿泊に要した費用から2,000円/泊を控除した額を助成

## 5 補助率

60分以上の移動を要する場合：国1/2、県1/4、市町村1/4

30分以上の移動を要する場合：県1/2、市町村1/2

## 6 市町村の活用状況

玉野市、真庭市：令和7年度～

笠岡市、高梁市、新見市、備前市、美咲町：令和8年度～

## ○周産期医療機関等を機能別にとりまとめた一覧について

掲載内容：妊婦健診、分娩取扱、オープン・セミオープンシステム、  
産後ケア（宿泊、日帰り、訪問）

状況：各施設が実施している取組について情報収集中。  
今後、各施設に掲載内容についてご確認いただいた上で、周産期医療  
協議会へお示しし、ご意見をいただく。